

特集

第3回 琴浦町人権・同和教育に関する意識調査

TOPIC

健診・がん検診の受診について(P.8)

公共交通のススメ(P.10)

確定申告のお知らせ(P.12-13)

写真：書写の時間(船上小学校)

船上小学校の書写の時間では、琴浦町在住の書家・山田美鈴さんを講師に迎え書道の授業を行っています。この日は4年生の授業取材。プロの教えをしっかりと聞きながら、とめ、はね、はらいなど一筆一筆に集中する姿が印象的でした。取材の様子はfacebookでもご覧いただけます。

に関する意識調査

琴浦町の現状と課題～



町では令和元年度に「第3回琴浦町人権・同和教育に関する意識調査」を行いました。
今回の報告では、その結果の中から町の全体的な様子が分かるものを紹介します。

調査の目的

この調査は、前回調査から5年が経過し、これまでの人権・同和教育の取り組みの成果と課題を確認し、今後の事業の参考とするため実施しました。

調査の方法

住民基本台帳へ登録されている20歳以上の人を無作為に1,800人を抽出し、調査票を送付しました。返送は622通でした。

全体の調査結果は令和2年度中に町のホームページへ掲載するとともに、図書館などの公共施設への報告書の設置を予定しています。

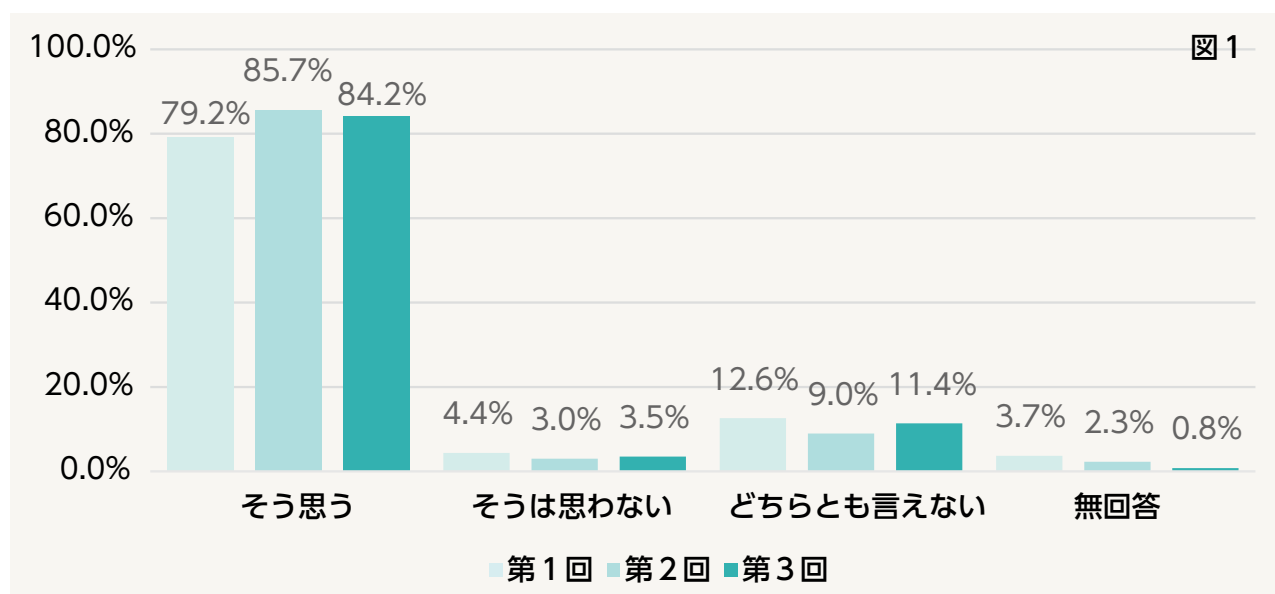
ここで紹介している結果については内容の一部を広報紙用に編集したものです。

グラフでは下記の設問に対しての回答を過去の調査とも比べています。

あなたは「人権」ということについて、どのようなイメージ（印象、感想）を持っていますか。（それぞれ○は1つ）

【1-1】重要である。

1 そう思う 2 そうは思わない 3 どちらともいえない



この項目では回答をいただいた約8割の人が「人権は重要である」という認識を持っておられることが分かります。一方で、「そうは思わない」「どちらとも言えない」という回答が1割程度あり、なぜそのように思われたのか検証が必要となっています。（図1）

琴浦町人権・同和教育

～調査から見えてくる

あなたは、現在どのような人権問題があると思いますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| 1 部落問題に関すること | 9 刑を終えて出所した人に関すること |
| 2 女性に関すること | 10 犯罪被害者やその家族、加害者の家族に関すること |
| 3 障がいのある人に関すること | 11 性同一性障がい者や同性愛者等の性的マイノリティ（少数者）に関すること |
| 4 子どもに関すること | 12 経済的に生活が困難な人に関すること |
| 5 高齢者に関すること | 13 1～12以外の人権問題に関すること |
| 6 在日韓国・朝鮮人に関すること | 14 差別や偏見が存在しているとは思わない |
| 7 日本で暮らす外国人（在日韓国・朝鮮人以外）に関すること | |
| 8 病気にかかっている人やその家族に関すること | |

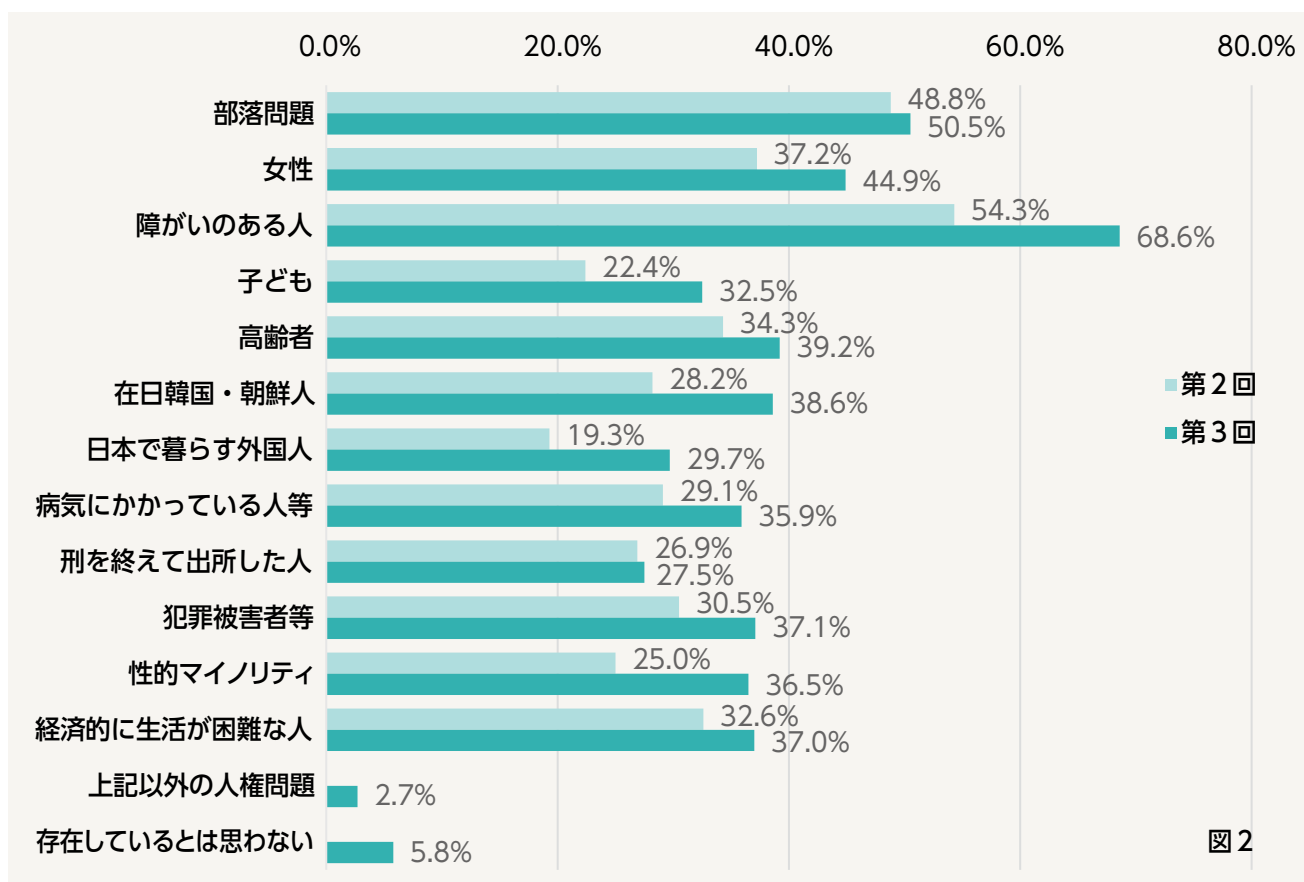


図2

次に、上記のような質問も行いました。

この結果は前回の第2回（平成26年度）の結果と変わってはいませんが、全ての項目において数値が上昇しており、人権問題に対する意識

の向上が確認できます。

この調査結果からは「障がいのある人」、「部落問題」に関する人権問題が変わらず上位にあります。（図2）

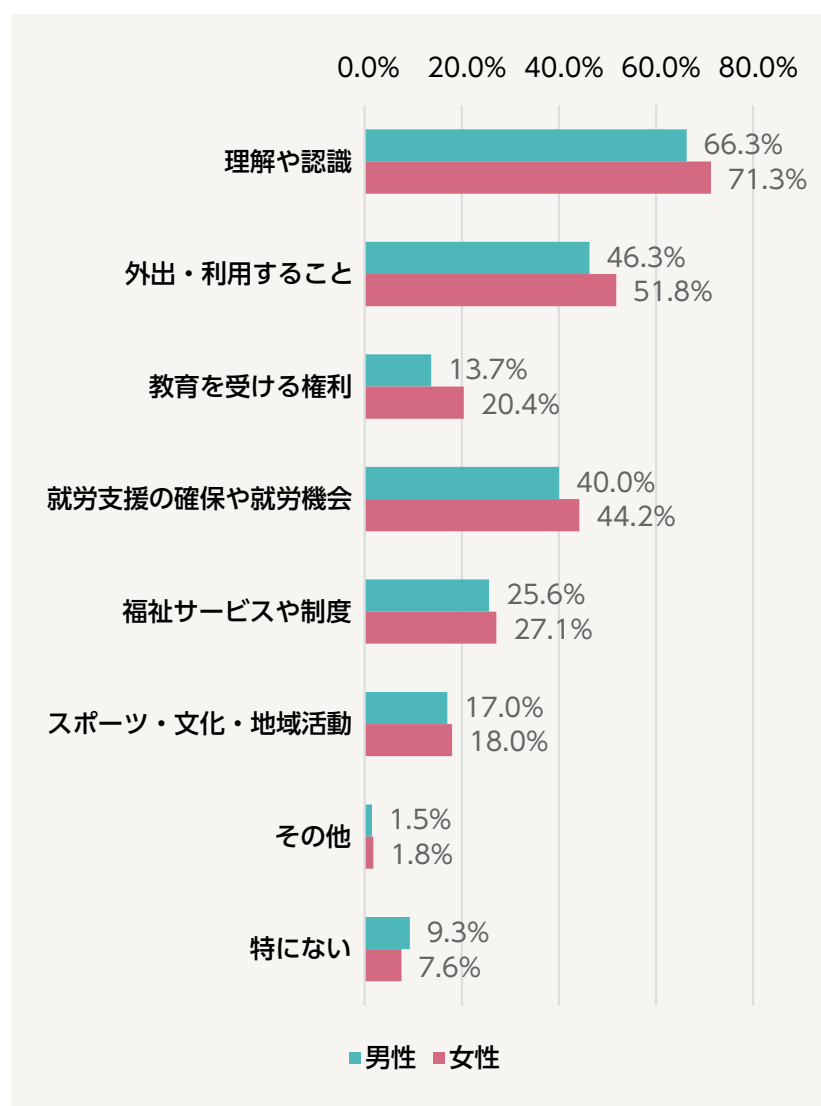


障がいのある人の人権

障がいのある人の人権については、今ある問題として「理解や認識」が男女で6割を超えています。次いで「外出・利用すること」「就労支援の確保や就労機会」といった項目が高いことから、理解や認識が不十分なため、施設の利用や就労といった社会参画に影響が出ていると思われます。

「障害者差別解消法」の詳しい内容については国や鳥取県のホームページで紹介されていますのであわせてご覧ください。

平成28年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。障がいのある人の人権に関することで、あなたは、現在どのような人権問題があると思いますか。（○はいくつでも）



- 1 障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でない
- 2 道路や交通機関、建物の段差など、外出・利用することが困難
- 3 学校等での教育を受ける権利が十分に保障されていない
- 4 就労支援の確保や就労機会が十分に保障されていない
- 5 福祉サービスや制度が十分でない
- 6 スポーツ、文化活動、地域活動への参加に配慮されていない
- 7 その他
- 8 特にない



▲内閣府作成リーフレット

内閣府ホームページ



鳥取県ホームページ



部落問題について

部落問題については下記の
ような質問も行いました。

この結果からは「結婚を考
える」際に気にするという回
答が、男性は約2割、女性に
おいては約3割ありました。

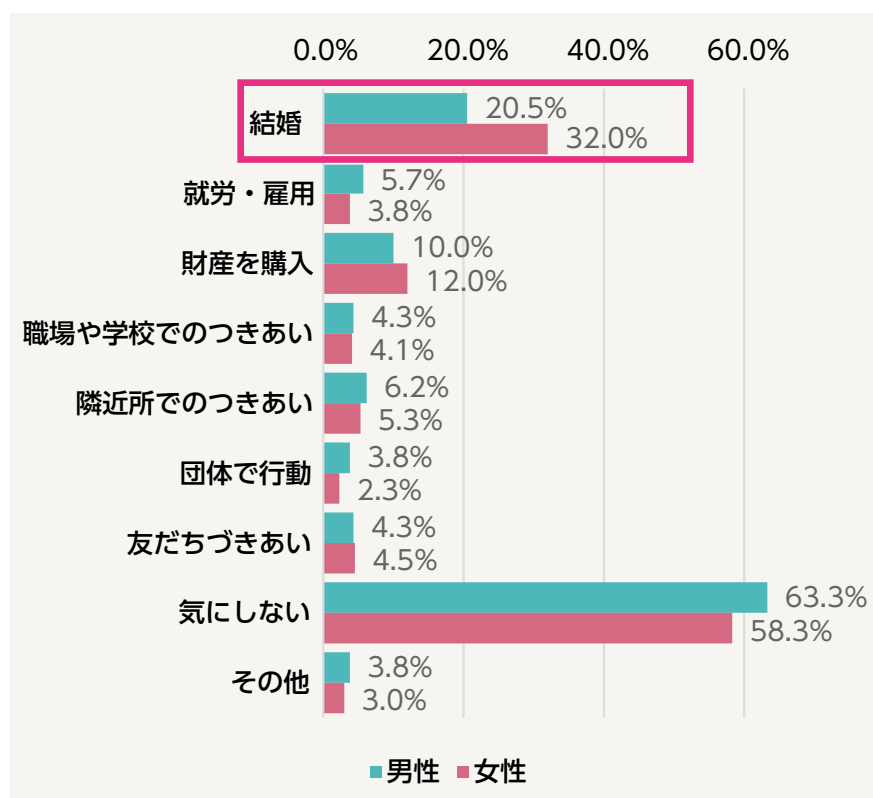
「部落差別解消推進法」が
平成28年に施行されて4年が
経過した今もなお、こうした
問題が現存していることがう
かがえ、部落問題についても
継続して取り組んでいく必要
性があります。

「部落差別解消推進法」の
詳しい内容については、過去
に実施した人権・同和教育部
落懇談会でも紹介しました。
詳細は下記をご覧ください。



▶ 町人権・同和教育推進協議会作成
チラシ

あなたは、部落問題をどんなときに気にしますか。(〇はいくつでも)



- 1 結婚を考えるとき
- 2 就労・雇用するとき
- 3 土地や家などの財産を購入するとき
- 4 職場や学校でつきあいをするとき
- 5 隣近所でつきあいをするとき
- 6 町内会、自治会、PTA、女性部などの団体で活動するとき
- 7 友だちづきあいをするとき
- 8 気にしない
- 9 その他

今回掲載した内容はごく一部ですが、町全体の人権問題に対する意識が向上したことで、まだ社会にある問題や課題に気付くことができていると考えられます。町としても引き続き人権問題に対する教育・啓発を継続し、町民の皆さんへ学習機会の提供に努めていきます。

また、過去の調査結果も町のホームページへ掲載しております。こちらをあわせてご覧ください。

問合せ先 人権・同和教育課
TEL 52-1162

第1回調査結果



第2回調査結果



「部落差別解消
推進法」関係





▲表彰の盾を手にする丸山会長と
琴浦町スポーツ推進委員の皆さん

スポーツ推進委員が全国表彰受賞 鳥取県スポーツ推進委員研究大会

11月28日、国府町で開催された鳥取県スポーツ推進委員研究大会において、琴浦町スポーツ推進委員会が全国優良団体表彰を受賞しました。これは各都道府県で優秀な活動が続けた団体に対して全国スポーツ推進委員連合から贈られるものです。

委員会を代表して丸山保会長が「今後も町民の皆さまの健康増進、仲間づくりのお手伝いができますよう決意を新たに活動してまいります」と語られました。



早期の被害復旧にむけた体制強化 復旧支援に関する協定調印式

12月24日、鳥取県土地改良事業団体連合会と「災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定」の調印式を行いました。

この協定は、地震・風水害などで町内の農地・農業用施設に被害が発生した場合に被害状況や内容の調査、復旧方法に関する助言を行い、早期の被害復旧を図ることを目的として締結したものです。

また、(一社)鳥取県測量設計業協会の会員企業17社と公共土木施設の復旧支援を含めた協定を締結しました。

これらの協定を基に、災害時の道路や農地などの早期復旧に向けた体制の強化を図っていきます。



▲タイムカプセル
開封の様子

10年の時を越えて思い出と再会 タイムカプセル掘り起こし式

12月6日、道の駅「琴の浦」敷地内にてタイムカプセル掘り起こし式が行われました。このタイムカプセルは、平成22年の「山陰道東伯中山開通記念植樹祭」にて国土交通省倉吉河川事務所の提案により埋められたもので、当時小学4年生だった町内8校の児童が20歳の自分に宛てた手紙やクラス写真などを納めました。

当日は、当時の児童たちを含む成人式実行委員も立ち会い掘り起こしが行われ、昔を懐かしみながらタイムカプセルの中身を確認する姿が印象的でした。



▲タイムカプセルを埋めた
当時の様子



▲本選に出場された5名が琴浦で叶えたい夢を語りました

琴浦町で夢を叶えたい人を応援！ コトウランドリーム開催

12月27日、琴浦まちづくりネットワーク主催によるコトウランドリームが、まなびタウンとうはくで開催されました。コトウランドリームとは、「琴浦町で叶えたい夢」を発表するコンテストです。新型コロナウイルスの影響で暗い話題が増えたことを受け、「明るい話題で満たしたい」という思いからこのコンテストが生まれました。グランプリと準グランプリには以下の2名が選ばれ、この2名を含む本選に出場された7名には、夢の実現に向けて琴浦まちづくりネットワークが支援します。



グランプリ ^{もりもと めい} 森本 萌さん
リモートワーカー向けの
コワーキングスペースを
つくりたい！



準グランプリ ^{にしなが みほ} 西永美穂さん
「花で人を幸せにする！」
ために花のアトリエを開き
たい

▶寄付金を手渡される加藤社長(写真左)



熱 中小学校事業へ寄付金の贈呈 企業版ふるさと納税寄付金贈呈式

12月17日、ローカルエナジー株式会社（米子市：地域密着型エネルギー事業会社）の加藤社長が来庁され、企業版ふるさと納税として町へ寄付をいただきました。

加藤社長は、「企業版ふるさと納税を活用し、今まで電気代として地域の外に流れていた資金を地域内で循環させたい。当社も環境教育に力を入れており、熱中小学校は教育を通じたまちづくりという点でも応援したい」と語られました。

町では、いただいた寄付金を活用し、今後の熱中小学校事業に活用していく予定です。

▶寄付金を手渡される鈴木執行役員(写真左)



未 未来を担う子どもたちのために マルイ・エンゲージメントキャピタルより寄付金

特別非営利活動法人マルイ・エンゲージメントキャピタル（岡山県）から小学校活動支援金として、20万6,667円が寄付されました。

マルイ・エンゲージメントキャピタルは、株式会社マルイを母体とし、地域資源の発掘や交流を通じて、持続可能な循環型社会の実現に向けた事業を行っています。

マルイで寄付付商品1点を購入すると3円が小学校活動支援のために寄付されます。

12月18日、町長室を訪れた鈴木執行役員は、「琴浦町の小学校の子どもたちのために役立ててください」と、寄付金を町長に手渡しました。いただいた寄付金は、学校図書の実用性に活用していく予定です。

受診はお済みですか？ 健診・がん検診の受診について

医療機関での健診と
がん検診の受付は **2月末**まで

医療機関で受けられる健診・がん検診の受付期限が迫っています。まだ受診されていない皆さんは、2月中に受診しましょう。健康管理のため、年1回は必ず受診し、自分の体の状態を確認しましょう。

持参するもの

- ①国保特定健診の受診券（水色）
- ②後期高齢者健診の受診券（桃色）
※被保険者証（①または②の人）
- ③各種がん検診の受診券（緑色）
- ④自己負担金
※受診券の再発行は、すこやか健康課へ
お問い合わせください。

がんは2人に1人になる時代。未来の自分と大切な家族のために健康な時から検診受診。早期発見・早期治療が命を守る鍵です。



琴浦町検診推進キャラクター
「ドクター55（ゴーゴー）」

検診区分	委託医療機関
国保特定健診 後期高齢者健診 胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診	中部地域内の病院・医院※受診券と一緒に委託医療機関一覧を送付しています。
乳がん検診	赤碕診療所 清水病院 藤井政雄記念病院 野島病院 厚生病院
子宮がん検診	あけしまレディースクリニック 打吹公園クリニック 藤井政雄記念病院 はまよしレディースクリニック 厚生病院 レディースクリニックひまわり 小笹産婦人科

問合せ先 すこやか健康課 ☎52-1705

特別障害者手当と障害児福祉手当について

身体または精神に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とし、在宅で生活をしている人の負担を軽減するための手当を支給しています。

※障がいの状況によって審査会で非該当となる場合があります。詳しくは福祉あんしん課にお問い合わせください。

申請・問合せ先 福祉あんしん課 ☎52-1706

区分	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象者	重度の重複した障がいがあり、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅で生活をしている人	重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅で生活をしている人
支給額 (月額)	27,350円	14,880円
支給要件	本人、家族の所得状況によって支給制限があります	
必要書類	診断書、所得状況届、申請書、公的年金調書、その他必要と認められる書類	

惑星コトウラのロゴ使用について

いろいろなデザインを
揃えています！

●惑星コトウラのロゴを使いませんか？

新たに発表した「惑星コトウラ」のロゴマークを無料でご利用いただけます。

「琴浦町を誰かにおすすめしたい」「地域づくりに参加・応援したい」など、一緒に惑星コトウラを盛り上げてくださる皆さんの使用をお待ちしています。ロゴデータのダウンロードや詳しい利用方法は町のホームページをご覧ください。

使用料 無料(営利目的、非営利目的は問わない)

その他 活用いただいた事例については、町の広報媒体（ホームページ、SNS、広報紙など）で紹介させていただきます。

問合せ先 商工観光課 ☎52-1713

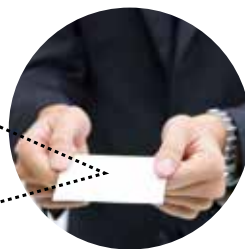
ロゴ使用例

利用
無料

ユニフォームのロゴに



名刺のデザインに



詳しい利用方法
はこちら



惑星コトウラとは？

多彩な魅力に溢れている琴浦町をより多くの人に知っていただくためのロゴマークです。「小さいくせに ぜんぶある。」という言葉は 琴浦町は、日本、世界、宇宙からみたら小さな町だが、まるで一つの惑星のように魅力がギュッと詰まっているというメッセージです。

惑星コトウラ
について
詳しくはこちら



倉吉
税務署
より

確定申告相談のお知らせ

期 間 2月16日(火)～3月15日(月)
※土・日・祝日は除く
受 付 8:30～入場制限に達した時点で終了
相談時間 9:00～17:00
会 場 倉吉税務署 1階大会議室

注意事項

- 新型コロナウイルス感染症感染防止の観点からも、ご自宅からパソコン・スマートフォンで申告できるe-Taxをおすすめしています。
 - 作成済の申告書などは、郵送などで税務署に提出をお願いします。
 - 駐車場は台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
 - 申告会場の混雑緩和のため、「入場整理券」が必要です。入場整理券は、LINEで事前発行しています。
- ※当日配付を行っていますが、枚数には限りがあり、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。



問合せ先 倉吉税務署 ☎26-2721

宝くじで地域コミュニティ活動を支援

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの収益金を財源に、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るために実施しているものです。



令和2年度に実施した助成事業

今年度は、平和部落と別宮部落区が除雪機などの整備を行いました。



平和部落
(除雪機・アルミブリッジ)



別宮部落区
(除雪機)

問合せ先 総務課 ☎52-2111

公共交通 利用のススメ

問合せ先 企画政策課 ☎52-1708

地域の中での公共交通は、通勤や通学、高齢者などの移動手段確保のほか、観光客をはじめとする来訪者の移動の利便性や回遊性の向上により人の交流を活性化させるなど、その役割は必要不可欠なものとなっています。しかし、本町において町営バスの利用者は年々減少し、運行経費は増加するなど現状の運行を維持していくことは困難な状況となってきています。公共交通を維持していくためにも、積極的にバスや鉄道を利用し、お出かけしてみませんか？

1 こうらバス(町営バス)

琴浦町内の各地区を運行する「野井倉線」「上法万線」「福永線」「船上山線」「上中村線」、海岸沿いを運行する「琴浦海岸線」があります。主要な駅や商業施設と接続しており、買い物や通院にも便利なバスです。

運賃 100円(1乗車)

回数券 1,000円(11枚綴り)

定期券 一般的・通学定期(1カ月・3カ月・6カ月)

2 広域路線バス赤碕線(日ノ丸自動車)

赤碕駅から倉吉駅をつなぐ営業路線です。青山剛昌ふるさと館、赤瓦・白壁土蔵、倉吉パークスクエアなどを経由しており、通勤通学のほか、観光目的での移動にも多く利用されています。琴浦町内では国道9号線を運行しており、赤碕駅のほか、八橋駅、浦安駅とも接続しています。

運賃 最大800円

3 JR山陰本線(JR西日本)

琴浦町内には「浦安駅」「八橋駅」「赤碕駅」があり、それぞれ「こうらバス」および「広域路線バス」と接続しています。

4 タクシー(日本交通琴浦営業所)

琴浦町内に営業所があり、買い物や通院など住民に必要な移動手段となっています。

営業時間 6:15~20:00

バスを使うとこんなメリットが

- ①時間の有効活用(読書・息抜き・睡眠)
- ②CO2の排出を抑制
- ③事故リスクの減少
- ④公共交通を守る



助け合いによる地域交通の実験を行いました

安 田・成美地区(一部)を対象にボランティアドライバーの運転により地域住民を送迎する実験運行を行いました。2カ月間の短い期間でしたが、多くの住民の皆さんに参加いただき、ご感想やご意見をいただきました。この結果をもとに、今後は共助交通の仕組みづくりを推進していきます。

■実施期間 11月2日~12月25日

■対象者 安田・成美(一部)エリア内居住者

■ドライバー 住民ボランティア10名

■運賃 実験のため無料

■利用者数(延べ) 146人



利用者の声



高齢で歩きづらくなる中、自宅前まで迎えに来てくれてありがたかった。



今回は実験ということで無料だったが、料金を払ってでも継続してほしい。



対象エリアを広げてもらえたらもっと便利になる。

\まちの予算はどうなった? /

補正額

+1,007万円

12月 補正予算

問合せ先 総務課 TEL52-2111

▼主な事業内容（令和2年12月22日議決）

事業名	補正額	事業内容	担当課
コロナ後の観光振興事業	177万円	コロナ禍でワーケーションの注目が集まっており、一向平キャンプ場でも公衆Wi-Fiや机・椅子などを整備します。	商工観光課 TEL52-1713
ポート赤碕ふれあい広場遊具 リニューアル実施設計委託料	1,000万円	子どもたちが安心して遊べ、家族で来たくなる公園とするため、ワークショップなどを開催し、公園をリニューアルするための実施設計を行います。	建設環境課 TEL55-7804
新型コロナウイルスワクチン 接種事業	418万円	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、供給が可能となった場合、速やかに町民が接種できるように準備を行います。	すこやか健康課 TEL52-1705
ひとり親世帯臨時特別給付金 支給事業	1,205万円	新型コロナウイルス感染症の影響により生活に大きな困難が生じているひとり親世帯に対し、子育ての負担や収入の減少に対する支援を行うため、給付金を追加支給します。	福祉あんしん課 TEL52-1715
その他	▲1,793万円	決算見込みに伴う事業費の減額	—

まなびタウンリニューアルの発信拠点

ご意見募集中!!

コトウラモノコトラボ

問合せ先 社会教育課 TEL52-1161

現 在、まなびタウンとうはくの改修計画が進んでいます。まなタンリニューアルについての意見を集めて、共有する場「コトウラモノコトラボ」を設置しました。現在は、既存のまなタンのフロアマップを掲示しています。そこに、まなタンの好きなところ、改善して欲しいところ、欲しい部屋など、率直な意見を自由に書いて貼ってください。ワークショップに参加できなかった人など、多くの皆さんの意見を共有していきます。今後は、施設模型などを設置して、改修計画の情報発信の拠点としても活用していきます。

設置場所

まなびタウンとうはく
2階 談話コーナー（図書館前）



詳しくはこちら



みんなのメッセージ募集中

- ・ここを改善して欲しい
- ・こんな部屋が欲しい
- ・ココが好き♪ など



確定申告のお知らせ

確定申告は、前年1月から12月までの1年間の所得や税額を申告し、納税するものです。確定申告の対象となる人は、なるべく早めに申告を済ませましょう。



例年、申告の案内状を送付していましたが、今年は送付しません。左ページ日程表のとおり行政区ごとに対象日を設定します。

確定申告に必要なもの

- 1 税務署から届く「確定申告のお知らせ」（ハガキ）
- 2 令和2年中の所得の分かるもの
給与や公的年金の源泉徴収票、農業や営業などの収支内訳書および領収書、個人年金や保険満期などの支払証明書など
- 3 マイナンバーカード（個人番号カード）
※マイナンバーカードがない人は、通知カードまたはマイナンバーの記載の住民票の写し+本人確認書類が必要
- 4 印鑑
- 5 納税や還付金の受け取りを口座振替にする人は、本人名義の口座番号の分かるもの
- 6 令和2年中に支払った所得控除の分かるもの

▶ 社会保険料控除、生命保険料および地震保険料控除

- ・健康保険税（料）などの支払額が分かるもの
- ・生命保険や国民年金などの控除証明書や支払証明書

▶ 配偶者特別控除

- ・配偶者の1年間の収入が分かる源泉徴収票など
※配偶者の所得「48万円超～133万円以下」が対象

▶ 医療費控除

- ・医療費控除の明細書（役場HPでダウンロード可能）
令和2年中に支払った医療費（予防接種、健康診断など予防に関するものは除く）を人ごと、病院ごとに分けて記載したもの

- ・医療費のお知らせ（医療費通知）など
- ・紙オムツ購入費は、医師などの証明書および領収書

▶ 雑損控除（自然災害にかかる修繕など）

- ・り災（被災）証明書
- ・被害を受けた家屋の所有者、取得時期、取得価格、面積、被害を受けた家財の取得時期や価格、修繕費、取り壊し費用、除却費用、地震保険などの補填金の額が分かるもの
- ・損失額、災害関連支出の計算書
- ・シロアリ駆除の領収書

▶ 住宅借入金等特別控除（住宅の新築、購入のローン）

- ・土地や家屋の登記簿謄本、売買契約書の写し、住宅取得にかかる借入金の年末残高証明書
- ・長期優良住宅建築計画の認定通知書（写し）
- ・住宅用家屋証明書（原本もしくは写し）
- ・増改築工事証明書

▶ 障害者控除

- ・身体障害者手帳など（要介護認定者の障害者控除については、町長の証明書が必要です）

▶ 寄付金控除

- ・寄付金受領証明書など

受付期間：**2月16日（火）～3月15日（月）**
（土日・祝日を除く）

受付時間：**8:30～11:00/13:00～16:00**

※必ず時間内にお越しください

会場：赤碕会場（役場分庁舎 2階多目的ホール）
2月16日（火）～22日（月）
東伯会場（役場本庁舎 保健センター2階）
2月24日（水）～3月15日（月）

申告が必要な人

令和3年1月1日現在で琴浦町内にお住まいで、次の事項に当てはまる人は申告が必要です。

1. 事業（農業、営業など）や不動産（家賃など）、個人年金、保険の満期、土地や建物の譲渡などで所得があった人
2. 給与を2カ所以上から受けている人
3. 給与以外の所得がある人
4. 公的年金以外の所得がある人
※公的年金収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の場合は確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。
※公的年金以外に収入のない人で、1月1日現在、65歳未満で収入金額が98万円以下の人、または65歳以上で148万円以下の人には申告は不要です。
5. 雑損控除、住宅ローン控除、医療費控除などを受ける人
6. 確定申告により、所得税の還付を受ける人

スマホ申告をご利用ください

スマートフォンやパソコンで自宅から確定申告ができます。申告会場は大変混雑しておりますので、コロナ対策3密を防ぐためにも、ご自宅での申告をおすすめします。

スマホ申告にはマイナンバーカードが必要です。取得までに1カ月程度かかりますのでご注意ください。また、マイナンバーカードがない人も、スマホやパソコンで作成した申告書を郵送で提出できます。

マイナンバーカードの取得については、本庁舎総合窓口（TEL52-1704）までお問い合わせください。

ご来場いただく際の注意点

会場では、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- せきや発熱などの症状がある人や体調のすぐれない人は、来場をご遠慮ください。
- ご来場の際は、必ずマスクを着用し、受付で検温・消毒・問診などを行ってください。
- 問診などの結果によっては、入場をお断りする場合がございます。
- できる限り少人数でお越しください。

▼令和2年分申告日程

期日	8:30～11:00	13:00～16:00
〈赤碕会場〉役場分庁舎2階 多目的ホール		
2/16(火)	太一垣、国主、城山、坂ノ上、筈津、光	竹内、赤碕金屋、宮木、大熊、国実、大父、平田ケ平、大父木地、山川、山川木地
17(水)	下市、向原、湯坂、尾張、梅田	上野、水口、大石、今在家、分乗寺、佐崎、上中村、下中村
18(木)	出上5区、6区、東山区、桜ヶ丘、東桜ヶ丘、緑	きらり町、きらり住宅、南出上、出上1区、2区、4区
19(金)	花見町、上赤碕、松ヶ丘、百寿苑、船望台、扇町	地蔵町、大山町、牧場、西地蔵町、駅前通り
22(月)	荒神町、南荒神町、東町、仲之町、本町、西仲町、西町、八幡町	朝日町、別所、朝日ヶ丘、亀崎町、港町、東三軒屋町、三軒屋町、塩屋町
〈東伯会場〉役場本庁舎 保健センター2階		
24(水)	八橋1区(東、中、西)	八橋2区、3区、立石区
25(木)	八橋4区、ガーデンヒルズ	八橋5区、6区、岩本
26(金)	八橋7区、大成、一里松、コーポラスことうら	みどり園、特老みどり園、大灘団地、田越、笠見、保1区
3/1(月)	保2区、3区、丸尾、寿団地	徳万、東伯ハイツ区
2(火)	野井倉、中津原、上三本杉、下三本杉	別宮、古長、矢下、宮場
3(水)	八反田、上法万、下法万、杉地	野田、福永、大杉
4(木)	三保、松井	平和、倉坂
5(金)	山田、公文、森藤	杉下、上光好、下光好
8(月)	上鋤、美好	鋤、下大江
9(火)	金屋、伊勢野、中尾、斉尾、斉尾団地	槻下中村、槻下北団地、槻下南団地
10(水)	二軒屋、上伊勢、上伊勢団地、下伊勢東	下伊勢西1区、2区、3区
11(木)	下伊勢西4区、浦安1区、2区・3区、4区、5区	浦安6区、7区、8区、9区、10区、11区
12(金)	逢束1区、2区、3区、4区	逢束5区、6区、7区
15(月)	予備日	

※混雑解消の目安としていますので、体調不良やご都合が悪い場合は別の日時にご来場ください。

❗「医療費控除の明細書」と事業の「収支内訳書」は事前に作成を!

「医療費控除の明細書」または事業の「収支内訳書」は、申告を受ける前に必ずご自身で作成してください。

※未作成の場合、申告の順番が後回しになるなど、その日のうちに申告が終わらないことがあります。

所得税と住民税について

所得税 所得が48万円以下の場合、所得税はかかりません。また、納税者の親族が扶養控除を受けることができます。

▶収入が給与のみの場合

給与収入から最低55万円が控除になるため、年間の給与収入が103万円以下の場合、所得税はかかりません。

▶収入が公的年金収入のみの場合

1月1日現在65歳未満の人は年金収入から最低60万円が控除になるため、公的年金収入が108万円以下の場合、所得税はかかりません。

また、65歳以上の人は最低110万円が控除になるため、158万円以下の場合、所得税はかかりません。

住民税

所得が38万円以下の場合、住民税はかかりません。給与、年金の所得の出し方と扶養条件は所得税と同じです。

▶給与収入（給与収入のみの場合）

収入が93万円以下の場合、住民税はかかりません。

▶公的年金収入（年金収入のみの場合）

1月1日現在、65歳未満で収入金額が98万円以下の人も、65歳以上で148万円以下の場合には、住民税はかかりません。

※所得税がかからなくても住民税がかかる場合がありますので、受けられる控除があれば住民税申告をおすすめします。

▼所得税と住民税の課税基準

		収入金額	配偶者 控除 または 扶養控除	自分自身に	
				所得税 が	住民税 が
給与収入	93万円以下		受けら れる※	非課税	非課税
	103万円以下				かかる
	103万円超		受けら れない	かかる	
年金収入	65歳未満	98万円以下	受けら れる※	非課税	非課税
		108万円以下			かかる
		108万円超	受けら れない	かかる	
	65歳以上	148万円以下	受けら れる※	非課税	非課税
		158万円以下			かかる
		158万円超	受けら れない		

※所得が1000万円を超える人は、配偶者の収入がなくても配偶者控除を受けられません。

❗ご注意ください

個人年金、生命保険などの満期返戻金を受け取ったら、確定申告または住民税申告が必要です。個人年金などを受け取ったことが後で判明した場合、町民税または国民健康保険税などの各種保険料が途中で増額になるため、1回あたりの納付額が極端に高くなる可能性があります。また、税務署で確定申告または修正申告が必要になることがありますので、必ず期間中に申告をお願いします。

体育施設一般利用受付

令和3年度に各種大会や行事などで、町内の体育施設を使用される場合の受付を、以下のとおり行います。

利用期間 4月1日～令和4年3月31日

対象施設 東伯総合公園各施設（総合体育館含む）、赤碕総合運動公園各施設、農業者トレーニングセンター、各小・中学校体育館およびグラウンド、聖郷運動広場、東伯・赤碕武道館、平岩記念会館

受付 2月1日（月）より受付開始

申込 総合体育館または農業者トレーニングセンターに施設の利用ができるかどうかを確認し、所定の申請書を提出してください。

自由に遊ぼう！プレーパークどんぐり

とき 2月28日（日）
13:00～15:00くらい

ところ 平岩記念会館前

参加費 無料（申込不要）

持ち物 マスク・水筒（飲み物）、タオル、着替え など



入って安心「スポーツ安全保険」

スポーツ・文化・ボランティア活動に最適！令和3年度加入申込受付中！

対象 4名以上の団体

適用範囲 加入団体の活動中の事故／自宅から団体が指定している集合、解散場所までの往復の事故など

保険期間 4月1日～令和4年3月31日

その他 加入された団体での活動が対象となります。複数の団体で活動される場合は、団体ごとに加入してください。

対象となる団体	年間掛金 (1人当たり)	傷 害 保 険 (保険金額)			
		死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)
*こども(中学生以下)	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
*文化・ボランティア・地域活動 (16歳以上)					
大人のスポーツ (高校生以上64歳以下)	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
65歳以上のスポーツ活動	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円
危険度の高いスポーツ活動	1万1,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円
賠償責任保険(免責金額なし)		突然死葬祭費用保険			
対人・財物賠償合算 1事故5億円 ※対人賠償 1人1億円限度		突然死(急性心不全・脳内出血など)葬祭費用 支払限度額 180万円			

総合体育館トレーニングルーム

感染状況・積雪により中止する場合があります。

利用時間 ※火曜日休館

月・水・木・金・土曜 8:30～22:00

日曜 8:30～17:00

※窓口で受付をしてからご利用ください

利用料 町民1回110円（年会費3,300円）

持ち物 スポーツウェア、屋内用シューズ、
飲み物、タオル、マスク

※高校生以上から利用できます。

【2月のトレーナースケジュール】

■谷川コンディショニングコーディネーター

(水) 12:30～20:30/ (土) 8:30～16:30

※体幹教室などで、不在の時があります。

■町民トレーナー

(木) 9:00～12:00/ (金) 14:00～17:00

※日程は中止・変更になる場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

申込・問合せ先 総合体育館 ☎52-2047

鳥取県後期高齢者 医療懇話会委員の募集

後期高齢者医療制度の運営などについて、被保険者の皆さんの意見を伺うために設置した懇話会の公募委員を募集します。

任期 4月～令和5年3月31日

対象 鳥取県後期高齢者医療の被保険者
(令和3年4月1日現在)

定員 6名以内

応募 応募申込書に必要事項を記載して提出

※募集要領・応募申込書は、すこやか健康課保険係と後期高齢者医療広域連合で配布しているほか、広域連合ホームページからも取得できます。

締切 3月15日(月) 必着

応募・問合せ先

鳥取県後期高齢者医療広域連合
TEL32-1097

案内

録音機能付電話などの 購入費を助成します

高齢者などの特殊詐欺被害を未然に防ぐため、事前予告機能・録音機能付電話機などの購入にかかる経費を助成します。

対象者 町内に住所を有し、次のいずれかの要件を満たす人

・70歳以上の人

・認知機能の低下が認められる人

限度額 1万円 ※1世帯1台限り

申請期限 3月12日(金)

その他 助成台数に限りがあります。

申請・問合せ先 総務課 TEL52-2111

有料広告

「相続登記は お済みですか月間」

相続登記は司法書士におまかせください

●鳥取県内の司法書士が、2月中、各事務所にて相続登記に関する無料相談を実施します。

●毎週月曜から金曜(午後1時～午後4時)の電話相談(☎0857-27-4165)を実施しています。

鳥取県司法書士会 検索

お問い合わせは 鳥取市西町1丁目314-1

鳥取県司法書士会 ☎0857-24-7013

募 集

町営住宅入居者募集

●募集の住宅・家賃(月額)

町営住宅

●一里松団地…1戸
19,800円～29,500円

●八幡第2団地…1戸
14,900円～22,200円

●南荒神団地…1戸
20,000円～29,800円

●東山団地…1戸
17,700円～28,700円

●船望台団地…1戸
18,700円～27,800円

●きらり団地…1戸(1次募集)
25,300円～39,200円

その他

●コーポラスことうら…3戸
18,000円～27,000円

※1次募集は、子育て世帯、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などが対象となります。

●入居の条件

【共通】

・住宅に困窮していること
・市区町村税などに滞納がないこと

・暴力団員でないこと

【町営住宅】

・月額所得158,000円以下

・同居親族があること

※特例として条件が緩和できる場合もあります。

募集期間 2月1日(月)～15日(月)

抽選日時 2月19日(金)
10:00～

入居可能日 3月1日(月)

※入居手続き完了後

申込・問合せ先

建設環境課住宅係 TEL55-7805



催しもの

寿大学一般教養コースの開催

と き 2月10日(水)

14:00～15:30

ところ まなびタウン4階 研修室

内 容 講演会「図書館ってどんなところ？」

送迎申込 2月3日(水) まで

問合せ先 社会教育課

TEL52-1161

熱中小学校オープンスクール

～第5期開校にむけて～

とっとり琴浦熱中小学校では、2月の授業をオープンスクールとして公開します。

2人の先生による授業と第5期生徒募集に向けた説明を行います。

熱中小学校の授業や生徒会活動に興味をお持ちの人は、この機会にぜひご参加ください。なお、オンラインによる参加も受け付けます。

と き 2月20日(土)

13:00～16:30

1時間目

増田 寛也 先生(日本郵政株式会社代表取締役社長)
岩手県知事、総務大臣を歴任

2時間目

開沼 博 先生(立命館大学准教授)
著書「はじめての福島学」

ところ まなびタウンとうはく
多目的ホール

受講料 無料(要事前申込)

申込 申込フォームまたは事務局に連絡

問合せ先

とっとり琴浦熱中小学校事務局

TEL49-8003

☐kotoura.necchu@gmail.com



申込はこちら



琴浦町自慢のお酒造りに日々邁進!!

自由に、そして自分らしく。

コトウラで見つけた
最高に楽しい! 新しい生き方

福山 雄大さん =三本杉=

ようこそ琴浦町へ

移住者の方に琴浦町の
魅力を聞きました

琴浦町を代表する造り酒屋「大谷酒造」でお話をしてくださったのは、福山雄大さん。昨年4月までは福岡県で社会福祉関係の仕事をしていました。

移住のきっかけとなったのは、趣味のフットサル。鳥取で活動するフットサルチームの代表に憧れたことで鳥取に興味を持ち、昨秋、琴浦町に移住されました。移住後も週6日のフットサルの練習はかかさないそうです。

11月からは大谷酒造に勤務し、日々酒造りにも励んでおられます。職場では、杜氏を中心にみんなで声を掛け合いサポートしながら楽しくお仕事されているようで、「フットサルに不可欠な『チームワーク』の向上にも生かされた」とおっしゃっていました。

琴浦での暮らしについて伺うと「ご飯もおいしいし、人も優しい。何より楽しいです」と琴浦暮らしを満喫されているそうです。

今後の目標は「おいしいお酒を造って、今までお世話になった方々に届けたい!」と目を輝かせて答えてくださいました。

シリーズ ことうら教育

僕・私の学校自慢 (赤碕中学校)

MVPは何人いたっていい!



赤碕中学校文化祭

コロナ禍にあっても、最高に素晴らしい、記憶に残る文化祭となりました。



驚愕の舞台演出と
圧巻の演技力!



赤碕中学校運動会

半日開催でも保護者の皆さんから、例年以上の評価をいただきました。

中部駅伝

アベック優勝後に最高の笑顔で「全力赤中ポーズ」を決めました。



一生懸命がかっこいい!

常に最高のパフォーマンスを披露!

全力赤中の精神で

赤中不変の
キャッチフレーズ



おうちで簡単体操

毎日続けて、理想のカラダへ♪

シリーズ No.22

『腰痛予防体操』

百寿苑きらり
デイサービスセンター
遠藤拓郎 理学療法士



☆硬くなった筋肉を伸ばして痛みの軽減・予防に
筋肉をゆっくりと伸ばすストレッチ運動です。硬くなった筋肉を伸ばすことで、筋肉の柔軟性改善と血行の改善に効果的で、痛みの軽減・予防につながります。
運動を実施するときには痛みのない範囲で無理のないようにしましょう。

【寝て行える腰痛予防体操(膝抱え体操)】



①仰向けに寝転がり、膝は軽く曲げます。



②片足を抱えて膝をゆっくりと肩(胸)の方に近づけていきます。

Point!

息を止めずにゆっくり呼吸をしながら行いましょう。



③お腹の力を抜き、お尻や腰が伸びていると感じるところで20秒止めましょう。その後、元の位置に足をゆっくり戻し、もう片方の足も同じように行います。

Point!

身体が真っ直ぐになるように膝を近づけましょう。

◎1日の目安：左右2～3セット
(1回：20秒)

【今月の講師:百寿苑きらりデイサービスセンター】

百寿苑きらりデイサービスセンターでは、ご家族様の介護負担の軽減や利用者様の生活機能の維持または改善を目指し日々サポートさせていただいています。琴浦町の皆さんが一生元気で過ごせるように運動をしています。



Information

〒689-2501 赤碕2540-5
☎0858-55-7022



元気いっぱい
ことうらっこのみんな!
すくすく育ってね♪



米田 流優ちゃん = 大杉 =



濱垣 緋彩くん = きらり町 =



松本 礼緯くん = 下伊勢西1区 =

楽しく元気に育ってね♪

ひーくんの作り出す
素敵な世界観大好きだよ♡
これからも楽しみにしてるね!

おうちで大根とれたよ★

お写真 募集中

小学校入学前のお子さんの写真を募集しています。(町内在住者に限りです)
住所、氏名、連絡先、お子さんの名前(ふりがな)、生年月日、お住まいの地区、
コメントを添えて郵送またはメールでご応募ください。

【問合せ先】企画政策課 ☎52-1708 / メール:kikaku@town.kotoura.tottori.jp

地名を知る 琴浦を知る 倉坂

琴浦の歴史を
隔月で紹介します

琴浦町北東部、洗川の支流、倉坂川により浸食された谷沿いに位置します。現在は下郷地区にある倉坂ですが、江戸時代の元治元(1864)年『因伯郷村帳』では上郷※1に属しており、さらに古い寛保2(1742)年に書かれた『伯耆民談記』では下郷に属しているなど、時代により琴浦町内の地域編成に変化があったことが倉坂の地名からうかがえます。

地名は江戸時代よりも前にさかのぼることはできませんが、地内にはおよそ1500年前に造られた前方後円墳や円墳など35基の古墳が確認される竜ヶ崎古墳群があるなど古くから人々の営みがありました。

○倉坂の文化財「倉阪神社本殿(町指定保護文化財)」

現在の倉阪神社本殿は、石州(島根県)の宮大工嘉助により明治4年に完成したものです。建物の上方面全体は彫刻に埋め尽くされます。定番の「龍」や「鳳凰」のほか、神の降臨を意味する「登り龍と降り龍」、縁起の良いモチーフを組合せた「牡丹に唐獅子」、「竹林に虎」、「松に鶴」、「波に亀」などがあります。また「唐子遊び」は子どもの安らかな成長を願ったものでしょうか。彫刻のなかには、中国の「蝦蟇仙人と鉄拐仙人※2」、「天狗と牛若丸?」など変わった彫刻もみられます。

これだけの彫刻を施した神社を建てる費用は倉坂集落の人たちにとっては大変な負担であり、田畑を売って費用を捻出した人もあったと伝えられます。



切って動けないようにした龍の彫刻
(倉阪神社拝殿)

○倉坂に伝わる昔話

倉阪神社には本殿の彫刻のほか拝殿にも龍の彫刻が懸けられています。倉坂の昔話にはこの龍は夜な夜な神社から出ていき、付近の田畑を荒らすので、村のみんなで相談してこの彫刻を3つに切って動けないようにしたそうです。今も龍の彫刻は切られて動けないまま拝殿に懸けられています。

※1 郷は行政単位の1つで、いくつかの村が集まったものです。

※2 蝦蟇仙人も鉄拐仙人も中国を代表する仙人です。仏教や道教に係る人物画の画題の1つとして日本では室町時代に伝わりました。